

## 倉吉市児童生徒全国大会出場費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市児童生徒全国大会出場費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、市内に住所を有する児童若しくは生徒又は市立小学校若しくは市立中学校に在籍する児童若しくは生徒（以下「児童生徒」という。）が、社会体育活動による全国的な規模又は水準で開催されるスポーツ競技大会（以下「全国大会等」という。）へ市を代表して出場するために必要な旅行に係る経費の一部を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、市のスポーツ活動の振興を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 市は、前条の目的を達成するため、全国大会等のうち、次の各号のいずれかに該当する大会に児童生徒を出場させる団体（学校活動の延長として活動する団体を含む。以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、補助対象者が補助金を受ける事業について、市以外のものから金銭の給付を受ける場合又は受ける見込みである場合は、補助金から当該給付に相当する額を除く。

- (1) 全国規模の大会の予選会と位置付けられる大会の結果に基づいて出場する大会
- (2) 開催要項等に規定された標準記録等に達したことにより出場する大会
- (3) 日本体育協会加盟団体（鳥取県全域を対象区域とする団体に限る。）の長から推薦を受けて出場する大会
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市のスポーツの振興に資すると特に市長が認める大会

2 補助金の額は、一の補助対象者当たり一の全国大会等への出場につき、監督等として選手を引率する者（1名に限る。）及び全国大会等の開催要項に基づいて選手として登録された児童生徒が全国大会等（県内で開催される場合を除く。）へ出場するために必要な旅行に係る経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、別表の第1欄に掲げる都道府県の区分に応じ、同表の第2欄及び第3欄に掲げる額にそれぞれ交付の対象となる人数を乗じて得た額を上限とする。

(交付申請の時期等)

第4条 補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、前条第1項各号のいずれかに該当することを証する書類、全国大会等参加申込書の写し及び旅費の見積書（添付することができる場合に限る。）とする。

(交付決定の時期等)

第5条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の市長が別に指定する変更は、補助金の増額又は2割以上の減額を伴う変更以外の変更とする。

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 規則第17条第2項の市長が必要と認める書類は、大会結果及び領収書その他の旅費の明細が分かる書類とする。

(その他)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の倉吉市児童生徒全国大会出場費補助金交付要綱の規定により交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。